

告 示

埼玉県告示第三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

パトリア桶川

埼玉県桶川市若宮一丁目百一番地五十六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社新都市ライフ 代表取締役 古谷雅弘

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

（変更後）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 安達勝

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社東武ストア 代表取締役 丹羽茂美

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号 外 計二十七者

（変更後）株式会社東武ストア 代表取締役 土金信彦

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号 外 計二十九者

ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日外

ニ 届出年月日

平成三十一年四月二十三日

二 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課